介護老人保健施設入所利用約款

【重要事項説明書】

（令和８年８月版）

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設おうしゅく（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、平成２２年４月１日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙１、別紙２及び別紙３の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第３条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第４条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

②　当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

④　利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を１か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず７日間以内に支払われない場合

⑤　利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第５条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙２の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及

び明細書を、毎月１５日（当日が休日の場合は、その翌日）までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第６条　当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。（診療録については、５年間保管します。）

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第７条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（虐待防止に関して）

第８条　当施設は、利用者の人権を擁護し、虐待が発生しないよう次の措置を講じます。

①　虐待防止の責任者を選任します。
②　入所者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします
③　職員による虐待を防止するための研修を定期的に実施します
④　必要に応じ成年後見人制度の利用支援を行います。

２当施設はサービス提供中に当施設職員又は養護者（入所中の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報いたします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
②　居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第１０条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

３　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１１条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第１２条　利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

また、国民健康保険団体連合会や市町村の担当部署に苦情申立をすることもできます。

（賠償責任）

第１３条　介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第１４条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

【重要事項説明書・別紙１】

介護老人保健施設おうしゅくのご案内
（令和８年４月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　介護老人保健施設おうしゅく
・開設年月日　平成２２年４月１日
・所在地　岩手県岩手郡雫石町南畑第３２地割字南桝沢２６５番地
・電話番号　019‐695‐2333　　・ＦＡＸ番号　019‐695‐2324
・管理者名　瀬川　泰幸
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（　０３５２１８００８７　号）
・建物構造　ＲＣ造一部Ｓ、建物面積 3139.27 ㎡

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設おうしゅくの運営方針］

介護老人保健施設

ア　施設サービス計画に基づいて、看護及び医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

イ　入所者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

ウ　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（３）施設の職員体制

職　　種	常　勤	非常勤	業務内容
・施設長	１人		施設の運営管理（下記と兼務）
・医　　師	１人以上		健康管理と療養上の指導
・薬剤師	１人以上		服薬管理
・看護職員	４人以上		健康管理、医療との連携支援
・介護職員	10 人以上		日常生活支援
・支援相談員	１人以上		相談援助やサービス調整
・理学療法士、作業療法士	１人以上		機能回復訓練
・管理栄養士、栄養士	１人以上		栄養管理
・介護支援専門員	１人以上		介護計画策定
・事務職員	１人以上		事務全般

（4）入所定員等　　・定員　　40 名（一般棟　40 名）
　　・療養室　　３人室　８室、　４人室　４室

２．サービス内容
① 施設サービス計画の立案
② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
　朝食　　７時３０分～８時２０分
　昼食　１２時００分～１２時５０分
　夕食　１８時００分～１８時５０分
③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
④ 医学的管理・看護
⑤ 介護（退所時の支援も行います）
⑥ リハビリテーション
⑦ 相談援助サービス
⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑩ 行政手続代行
⑪ その他
　＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等
　当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。
・協力医療機関
　・名　称　鶯宿温泉病院
　・住　所　岩手県岩手郡雫石町南畑第 32 地割字南桝沢 265 番地
・協力歯科医療機関
　・名　称　雫石歯科医院
　・住　所　岩手県岩手郡雫石町上町東１番 5 号

◇緊急時の連絡先
　なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項
・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
・　面会時間は、10：30～11：30　　14:00～17:00　　となります。
・　外出・外泊時は、事前に施設職員にご連絡の上、届出書をご提出して下さい。
・　全館内禁酒・禁煙となります。
・　火気の取扱いは、施設内、敷地内では禁止です。
・　設備・備品の利用は、施設職員に使用方法を聞き、充分注意してご利用下さい。
・　所持品・備品等は、使い慣れたものをお持ち下さい。
・　金銭・貴重品の持込は原則としてお断りしております。やむを得ず持ち込まれる際は

あらかじめ施設職員にご相談をお願いします。

- 外泊時等の施設外での受診は、事前に施設職員にお申し出下さい。
- 当施設内での宗教活動は、固くお断り致します。
- ペットの持ち込みは、お断り致します。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知設備、非常警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯

・防災訓練　　年２回（うち１回は夜間を想定した訓練となります。）

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話０１９－６９５－２３３３）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、食堂に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

なお、下記の機関に苦情を申し立てることも可能です。

岩手県国民健康保険団体連合会	電話番号　０１９－６２３－４３２５

また、各市町村の介護保険担当部署でも施設利用に関する苦情を受け付けています。

例として

雫石町福祉課	電話番号　０１９－６９２－２１１１
西和賀町健康福祉課	電話番号　０１９７－８５－３４１２
滝沢市役所　健康福祉部	電話番号　０１９―６５６－６５２１

８．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

【重要事項説明書・別紙２】

介護保健施設サービスについて
（令和８年４月１日現在）

１．介護保険証の確認
ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．介護保健施設サービス
当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：
介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：
原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：
心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：
当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

３．利用料金
（１）介護保険施設サービス費Ⅲ（基本料金）
施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です）

	自己負担額（円）／日		
	1割	2割	3割
要介護１	839円	1,678円	2,517円
要介護２	918円	1,836円	2,754円
要介護３	1,016円	2,032円	3,048円
要介護４	1,092円	2,184円	3,276円
要介護５	1,170円	2,340円	3,510円

【加算料金（日ごとに算定】

	料金　　円／日			加算の説明事項
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
初期加算	30 円	60 円	90 円	入所から 30 日間のみ
夜勤職員配置加算	24 円	48 円	72 円	夜勤職員を利用者 20 人に対して 1 名以上配置しています。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円	44 円	66 円	介護職員の総数のうち介護福祉士を 8 割以上配置しています。
療養体制維持特別加算(Ⅰ)	27 円	54 円	81 円	介護職員を利用者 4 人に対して 1 名以上配置しています。
療養体制維持特別加算(Ⅱ)	57 円	114 円	171 円	認知症利用者・経管栄養実施利用者を一定数受け入れています
感染対策指導管理	6 円	12 円	18 円	施設全体として常時感染対策を実施しています
褥瘡対策指導管理	6 円	12 円	18 円	施設全体として入所者に褥瘡が生じないよう対策しています
栄養マネジメント強化加算	11 円	22 円	33 円	常勤の管理栄養士を配置しており栄養ケア計画に基づく食事を提供いたします。
リハビリテーション指導管理	10 円	20 円	30 円	専従常勤の理学療法士、作業療法士を配置しています

【加算料金（月 1 回算定)】

	料金　　円／月			加算の説明事項
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
協力医療機関連携加算	50 円	100 円	150 円	協力医療機関との間で入所者等の同意を得て病歴等の情報共有をする会議を定期的に開催することによる加算
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33 円	66 円	99 円	リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用しているために算定される加算です。
排せつ支援加算	10 円	20 円	30 円	排泄支援に関する支援を行っているため、入所者の状況におうじて特別加算がされます。
高齢者施設等感染対策向上加算	15 円	30 円	45 円	感染対策を実施していることに関する加算です。
科学的介護推進体制加算	60 円	120 円	180 円	厚労省に入所者に関する諸情報を提出することで科学的介護体制を推進するための加算です。
生産性向上推進体制加算	100 円	200 円	300 円	介護ロボットや ICT のテクノロジーを利用し職員の業務改善につなげていることによる加算です。
介護職員等処遇改善加算	護職員の処遇改善のため加算されます 算定額＝所定単位数×加算率（7.5%）×自己負担率（10%～30%）			

【必要に応じて適用される加算料金（1 日ごと）】

	料金　　円／日			加算の説明事項
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
外泊時費用	362 円	724 円	1,086 円	外泊された場合は 1 日につき施設サービス費に代えて３６２円となります。
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480 円	960 円	1,440 円	急性肺炎・尿路感染症・帯状疱疹の治療等をおこなった場合（10 日間が限度）
短期集中リハビリテーション実施加算	258 円	516 円	774 円	入所後 3 か月以内に集中的リハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	120 円 又は 240 円	240 円 又は 480 円	360 円 又は 720 円	認知症の改善を目指して入所後 3 か月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合
摂食機能療法	185 円	370 円	555 円	
経口移行加算	28 円	56 円	84 円	経管から経口による食事への移行計画をおこなった場合(180 日限度)
緊急時施設料療養費	511 円	1022 円	1,533 円	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得なえない事情に医療行為をした場合（3 日限度）
ターミナルケア加算	80 円	160 円	240 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
ターミナルケア加算	160 円	320 円	480 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
ターミナルケア加算	850 円	1,700 円	2,550 円	死亡日以前 2 日または 3 日以下
ターミナルケア加算	1,700 円	3,400 円	5,100 円	死亡日
重度療養管理	120 円	240 円	360 円	常時頻回の吸引,ストーマー処置等をする場合
医学情報提供	250 円	500 円	750 円	退所時、病院及び診療所での診療が必要となった場合、診療状況を示す文書を添えてご紹介いたします。
在宅復帰支援機能加算	10 円	20 円	30 円	在宅へ退所するにあたり相談援助や各サービス事業者等との連絡調整をさせていただきます。

【必要に応じて適用される加算料金（1 食ごと）】

	料金　　円／月			加算の説明事項
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
療養食の提供	6 円	12 円	18 円	心臓病や糖尿病、腎臓病などの病状に応じた治療食を提供します

【必要に応じて適用される加算料金（1 月ごと）】

	料金　　円／月			加算の説明事項
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
経口維持加算	400 円 又は 100 円	800 円 又は 200 円	1,200 円 又は 300 円	摂食機能障害による誤嚥が認められる場合は、特別な管理計画料が加算されます。
認知症チームケア推進体制加算（Ⅱ）	120 円	240 円	360 円	認知症生活自立度がⅡ以上の方に対し、認知症の影響による行動・心理症状を未然に防ぐための取組を行います

【その他】

	料金			加算の説明事項
	1割負担	2割負担	3割負担	
初期入所 診療管理	250円	500円	750円	入所時に診療方針等を文書で説明いたします。入所中の最初の請求時1回のみ加算されます(診療方針に重要な変更があった場合は2回)
安全対策体制加算	20円	40円	60円	入所者の安全確保体制が整備されているために算定できる加算です。入所中の最初の請求時1回のみ加算されます。

＊ご利用者の容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は別途料金をいただきます

＊退所指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
① 訪問して指示を行った場合	460円	920円	1,380円
② ①以外の場合	400円	800円	1,200円
③ 退所時情報提供の場合	500円	1,000円	1,500円
④ 退所前連携の場合	500円	1,000円	1,500円
⑤ 老人訪問看護指示の場合	300円	600円	900円

入退所前連携加算

入所者が退所後に利用するサービスの提供事業者と連携、調整を行った場合に算定

	1割負担	2割負担	3割負担
入退所前連携加算Ⅰ	600円	1,200円	1,800円
入退所前連携加算Ⅱ	400円	800円	1,200円

再入所時栄養連携加算

施設を退所した利用者が病院に入院し、退院後再度、施設入所した場合で施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合に算定

	1割負担	2割負担	3割負担
	200円	400円	600円

（2）その他の料金

① 食費（1日当たり） 1,750円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・多床室 697円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧下さい。

③ その他（日常生活品費等）は、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

（３）支払い方法

・毎月１５日（その日が休日の場合はその翌日）までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落とし、コンビニ払いの 4 つの方法があります。入所契約時にお選びください。

【重要事項説明書・別紙３】

個人情報の利用目的

（令和６年１０月１日現在）

介護老人保健施設おうしゅくでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

上記以外の目的でご利用者様及びご家族様の同意なく第三者に個人情報を提供することはございません。

介護老人保健施設入所利用同意書

当事業者は、介護老人保健施設入所利用約款（重要事項説明書）に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業所名　　社団医療法人康生会　介護老人保健施設おうしゅく
住　　所　　岩手県岩手郡雫石町南畑第３２地割字南桝沢２６５番地
事業所番号
代表者名　　理事長　田中　由紀子　　㊞

説 明 者　　支援相談員
氏　名　　㊞

介護老人保健施設おうしゅくを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３（重要事項説明書）を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住　　所
氏　　名　　㊞

＜身元引受人＞
住　　所
氏　　名　　㊞

介護老人保健施設おうしゅく
管理者　瀬川　泰幸　　殿

【本約款第５条の請求書・明細書及び領収書の送付先】　**身元引受人と異なる場合記入**

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

【本約款第９条３項緊急時及び第 10 条３項事故発生時の連絡先】　**身元引受人と異なる場合記入**

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	